



福島医発第 1430 号 (地)
令和 4 年 8 月 23 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

令和 4 年 8 月 3 日からの大雨による被災に関する
診療報酬等の請求の取扱いについて

今般、令和 4 年 8 月 3 日からの大雨による被災に関する診療報酬等の請求の取扱いについて、日本医師会を通じて厚生労働省保険局医療課より添付資料のとおり通知がありました。

令和 4 年 7 月診療等分に係る診療報酬等の請求につきまして、令和 4 年 8 月 3 日からの大雨により診療録及びレセプトコンピュータ等を滅失、汚損又は棄損等した場合の対応として、通常の手続による請求を行う方法のほか、概算による請求が可能となります。

概算による請求を選択する保険医療機関等につきましては、やむを得ない事情がある場合を除き、各審査支払機関（国保連及び支払基金）に届け出の期限について相談の上、添付資料中の別紙の様式（届出書）により、各審査支払機関に届け出ていただきますようお願いいたします。診療報酬等の算出方法については添付資料の 2 をご参照ください。

また、通常の方法による請求を行う場合において、令和 4 年 7 月診療等分に係る診療報酬請求書等について提出期限内の提出が難しい場合は、各審査支払機関に相談していただきますようお願いいたします。また、提出期限に遅れたものにつきましては、翌月以降に提出するものとなります。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

- ・令和 4 年 8 月 3 日からの大雨による被災に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（令 4. 8. 9 事務連絡厚生労働省保険局医療課）

日医発第 1033 号（保険）

令和 4 年 8 月 17 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之

令和 4 年 8 月 3 日からの大雨による被災に関する
診療報酬等の請求の取扱いについて

令和 4 年 8 月 3 日からの大雨による被災に関する診療報酬等の請求の取扱いについて、添付資料のとおり厚生労働省保険局医療課より通知されましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

令和 4 年 7 月診療等分に係る診療報酬等の請求につきましては、令和 4 年 8 月 3 日からの大雨により診療録及びレセプトコンピュータ等を滅失、汚損又は棄損等した場合の対応として、通常の手続による請求を行う方法のほか、概算による請求が可能となります。

概算による請求を選択する保険医療機関等につきましては、やむを得ない事情がある場合を除き、各審査支払機関（国保連及び支払基金）に届け出の期限について相談の上、添付資料中の別紙の様式（届出書）により、各審査支払機関に届け出ていただきますようお願いいたします。診療報酬等の算出方法につきましては添付資料をご参照ください。

通常の方法による請求を行う場合につきましては、令和 4 年 7 月診療等分に係る診療報酬請求書等について提出期限内の提出が難しい場合は、各審査支払機関に相談していただきますようお願いいたします。また、提出期限に遅れたものにつきましては、翌月以降に提出するものとなります。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

< 添付資料 >

- 1 . 令和 4 年 8 月 3 日からの大雨による被災に関する診療報酬等の請求の取扱いについて

（ 令 4.8.9 事務連絡 厚生労働省保険局医療課 ）

事務連絡
令和4年8月9日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

令和4年8月3日から大雨による被災に
関する診療報酬等の請求の取扱いについて

令和4年8月3日から大雨による被災に関する診療報酬等の請求の事務については、下記のとおり取り扱うこととしたので、関係団体への周知を図るようお願いしたい。

記

1 令和4年7月診療等分に係る診療報酬等の請求について

令和4年8月3日から大雨により診療録及びレセプトコンピュータ等を滅失、汚損又は棄損等した保険医療機関、保険薬局又は訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）における令和4年7月診療等分については、2により概算請求を行うことができるものとする。

上記以外の場合については、3により診療報酬等の請求を行うものとする。

2 概算請求を行う場合の取扱いについて

- (1) 概算による請求を選択する保険医療機関等については、やむを得ない事情がある場合を除き、別紙の様式（届出書）により、各審査支払機関（国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金）に届け出ること。この中で、当該保険医療機関等の令和4年7月の入院、外来別の診療実日数を記入すること。

なお、届け出の期限については各審査支払機関に相談すること。

- (2) 診療報酬等の算出方法については原則として令和4年4月診療等分か

ら令和4年6月診療等分までの診療報酬等支払実績により（当該保険医療機関等について特別な事情がある場合には、別途保険医療機関等と調整をする。）、下記ア及びイにより算出し、それを合計して支払を行うこととなる。

なお、保険薬局及び訪問看護ステーションについては、外来分として取り扱うものとする。

ア 入院分

$$\frac{\text{令和4年4月～令和4年6月診療等分の
入院分診療報酬等支払額}}{91 \text{ 日}} \times \text{令和4年7月の入院診療
実日数}$$

イ 外来分

$$\frac{\text{令和4年4月～令和4年6月診療等分の
外来分診療報酬等支払額}}{74 \text{ 日}} \times \text{令和4年7月の外来診療
実日数}$$

- (3) この方法の対象となる請求の範囲については、公費負担医療に係るものについても含まれること。
- (4) この方法による請求を選択した保険医療機関等については、この方法による概算額をもって令和4年7月診療等分の診療報酬等支払額を確定するものであること。

3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

令和4年7月診療等分に係る診療報酬請求書等については、提出期限内の提出が難しい場合は各審査支払機関に相談すること。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係 TEL:03-5253-1111（内線 3288） FAX:03-3508-2746

(別紙)

令和4年8月3日からの大雨に
による被災に関する概算による
診療報酬請求に関する届出書
(令和4年7月診療等分)

保険医療機関コード・薬局コード・ステーションコード				
令和4年8月3日からの大雨による被災に関する概算による診療報酬の請求を行いたいので、 次のように届け出ます。 令和 年 月 日 保険医療機関等の 所在地 及び 名称 : 開設者名・事業者氏名 : 審査支払機関 殿				
令和4年7月の診療実日数を記入すること。 <table><tr><td>[入院・外来別診療実日数] (外来診療実日数) 7月分_____日間</td><td>(入院診療実日数) 7月分_____日間</td></tr></table>			[入院・外来別診療実日数] (外来診療実日数) 7月分_____日間	(入院診療実日数) 7月分_____日間
[入院・外来別診療実日数] (外来診療実日数) 7月分_____日間	(入院診療実日数) 7月分_____日間			